

医療警戒報

へ移行

■発令期間

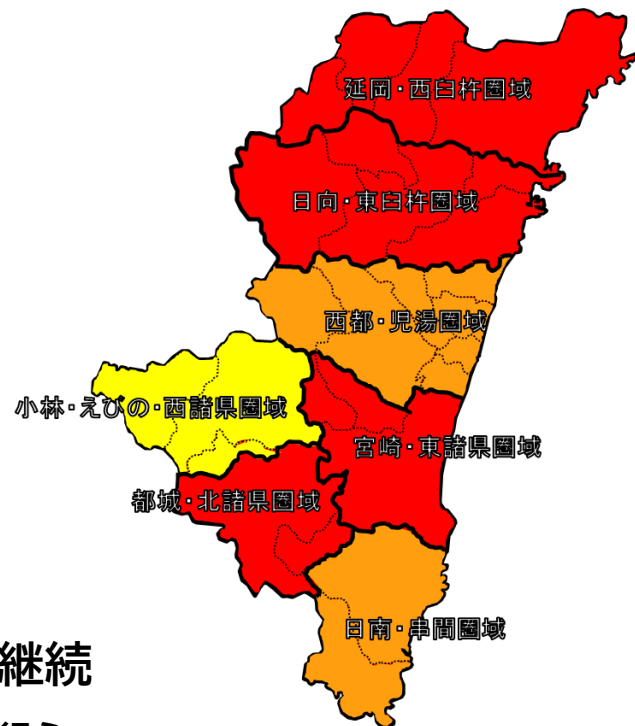
10月5日(水)～当面の間

※終期は、医療のひっ迫状況等を見極めて判断

■感染状況の区分 (10/5～)

- ・ 西都・児湯圏域、日南・串間圏域を「**感染警戒圏域(オレンジ圏域)**」に変更
- ・ 小林・えびの・西諸県圏域を「**感染確認圏域(黄圏域)**」に変更
- ・ その他の圏域は「**感染急増圏域(赤圏域)**」の指定を継続

※各圏域の感染状況に応じて、当区分は今後随時引き下げ等の対応を行う



10月5日以降のイメージ

主な行動要請

内容	医療緊急警報	医療警報
期間	10月4日（火）まで	10月5日（水）から当面の間
外出・移動	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	○外出・移動の際は、感染防止対策の徹底を
会食	<p>○ひなた飲食店認証店を利用する場合 ・感染リスクの高まるような大人数、長時間での会食は控えて</p> <p>○ひなた飲食店認証店以外を利用する場合 ・1卓4人以下、2時間以内 (テーブル間の席の移動は控えて)</p> <p>○高齢者や基礎疾患を有する方、医療従事者及び高齢者施設等従事者は会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と</p>	<p>○感染リスクの高まるような大人数、長時間での会食は控えて</p> <p>※ひなた飲食店認証店以外を利用する場合の「1卓4人以下、2時間以内」の制限は終了</p>
高齢者施設等の面会	○対面での面会を制限 (ガラス越しやオンラインでの面会を)	○感染防止対策を徹底の上、人数を最小限で
イベント	<p>○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度 ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内 ・人数上限：5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、収容定員まで追加可（大声なしが前提）</p> <p>○飲食時における感染防止対策の徹底（「ひなた飲食店認証店」の認証基準に準じた対策の実施）</p>	

県民の皆さまへのお願い（10月5日～）

外出・移動の際は、感染防止対策の徹底を！



家族など、いつも一緒にいる身近な人以外と会う際は、必ず不織布マスクの着用をお願いします。また、感染に不安のある方は、高齢者や基礎疾患を有する方に感染を広げないよう、特に注意をお願いします。（**会話をする時はマスクを外さないで！**）

会食は「みやざきモデル」で！



「ひなた飲食店認証店」を利用し、「みやざきモデル」の徹底（特に、感染リスクの高まるような大人数・長時間は控えて）をお願いします。自宅等での会食においても「みやざきモデル」を徹底してください。

重症化リスクに応じ、適切に医療機関の受診・療養を！

【ハイリスクの方等】



65歳以上の方や基礎疾患がある方、お子さんや妊娠している方は、少しでも体調に異変がある際は、すぐに身近な医療機関を受診してください。

※無症状で感染に不安がある方は、無料検査を受検してください。

【ハイリスクの方以外】



症状が軽いなど、医療機関を受診せず、自宅で速やかに療養を開始したい方は、抗原定性検査キットで検査を行い、陽性であった場合は、陽性者登録センターに連絡し、自宅等で療養を行ってください。

【対象者】

65歳未満の方、重症化リスクを有しない方、妊娠していない方

宮崎県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター ☎0985(78)5670 (24時間対応)
宮崎県検査相談コールセンター ☎0985(68)1001(受付時間:9時～17時)※土日祝を含む

宮崎県陽性者登録センター ☎0570(089)050 (受付時間:9～18時)

高齢者施設等での面会は、感染防止対策を徹底の上、人数を最小限で！



面会時には不織布マスクの着用や手指消毒、十分な換気を行い、少しでも体調に異変がある際は面会を延期するなど、感染防止対策の徹底をお願いします。

ワクチン接種の積極的な検討を！



ワクチン接種により、発症予防効果や入院予防効果に加え、後遺症のリスクが低くなることも報告されています。また、小児接種が努力義務化されました。小児ワクチンの副反応は、大人と比べ軽い傾向があります。ワクチン接種の積極的な検討をお願いします。

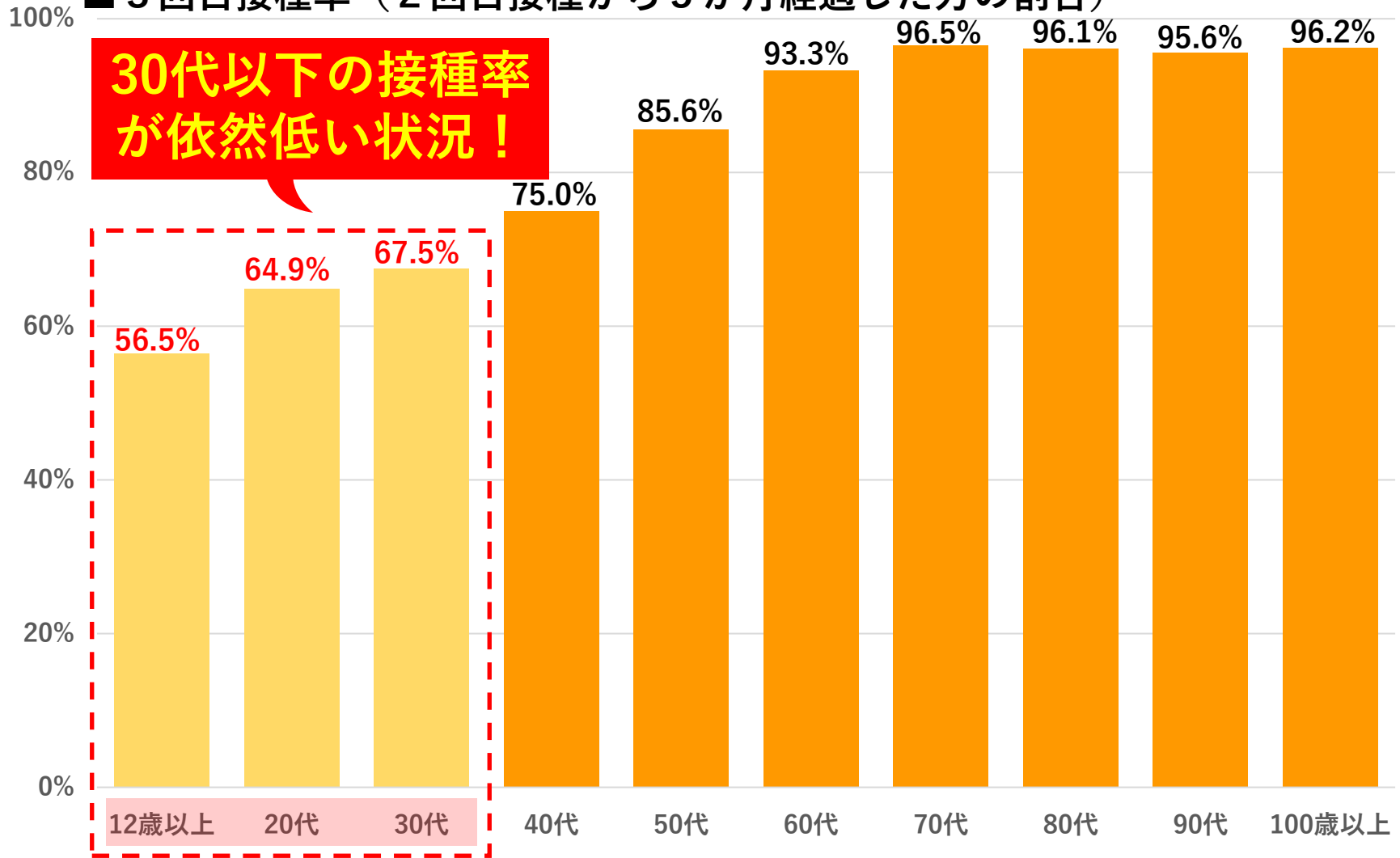
基本的な感染防止対策（マスク、手洗い、換気）の徹底を！



不織布マスクの適切な着用やこまめな手洗い、十分な換気の実施など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。なお、熱中症予防の観点から、屋外で人との距離が確保できている場面や会話をしない場面では、マスクを外すことを推奨しています。

年代別のワクチン接種率（令和4年10月2日現在）

■ 3回目接種率（2回目接種から5か月経過した方の割合）



■ 4回目接種率（60歳以上）

■ 小児接種率（5-11歳）

人口比	66.3%	3回目から5か月経過者	78.7%
1回目	24.8%	2回目	23.2%

オミクロン株対応ワクチンの効果（従来のワクチンとの比較）

○オミクロン株に対する中和抗体価（※）は、

従来のワクチンと比べ、約2倍

※ウイルスの感染力または毒素の活性を中和できる抗体の数値

ファイザー	モデルナ
平均1.56～1.97倍	平均1.75倍

【出典：第33回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（令和4年7月22日）資料】

○オミクロン株対応ワクチンの効果

従来のワクチンを上回る重症化予防効果、発症予防効果、感染予防効果が期待される。

早めの接種をお願いします！

大規模集団接種の実施について

県では、**オミクロン株対応ワクチンの集団接種**を実施します。

本日4日から
予約受付開始！

1 場所

県庁職員健康プラザ 〈県防災庁舎 東側〉

2 期間

10月14日（金）から11月26日（土）まで
〈金曜夜間・土曜〉

3 対象者

県内にお住まいの方であればどなたでも対象となります

2回接種を完了した12歳以上 〈3・4回目接種対象〉

4 使用ワクチン

ファイザー社ワクチン 〈オミクロン株対応〉

ひなた認証飲食券の追加発行について

ひなた認証 飲食券

発行総額 13億円

プレミアム率 30%

- 1 目的
安全・安心な飲食店づくりと消費の喚起
- 2 名称
「ひなた認証お食事券」から「ひなた認証飲食券」に名称変更
- 3 発行（予定）
電子クーポン：10月下旬
紙媒体：12月上旬

1口10,000円で、1人2口まで
(20,000円購入で、26,000円分利用可能)

イベント需要喚起事業（国） （イベント割事業）

○事業概要

《目的》

チケットの割引等により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって甚大な影響を受けている文化芸術やスポーツに関するイベントの需要喚起を目的とした国の事業

《事業期間》

2022年10月11日(火)～2023年1月31日(火)

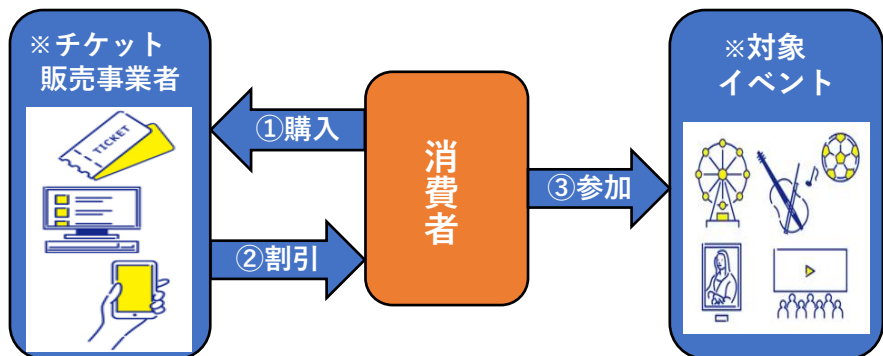
《イベント参加者》

- ・チケット販売事業者からチケットを購入
- ・事前又は当日にワクチン接種歴 or 陰性検査結果の確認を受けた上でイベントへ参加

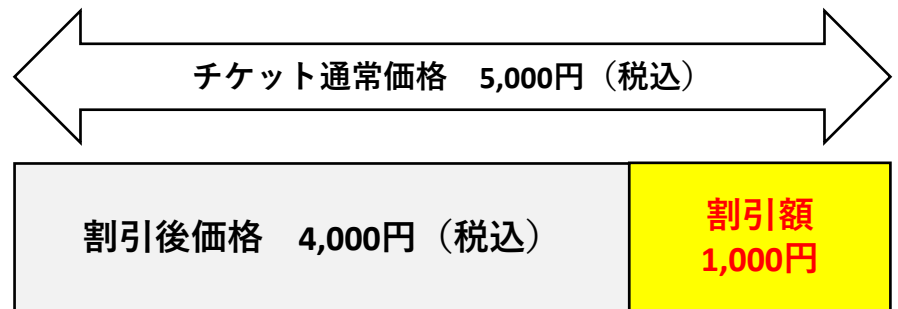
《割引適用例》

- ・チケット1枚当たり**2割相当分**の割引
※上限2,000円

○スキーム図



○割引イメージ



県内で新型コロナの感染が拡大した場合は、割引の適用が停止される場合があります

全国旅行支援事業の実施

10月11日(火)

みやざき割

(みやざき旅行支援割キャンペーン)

スタート!



みやざき割 (みやざき旅行支援割キャンペーン)

利用対象者

国内に居住する
県内への旅行者

利用条件

ワクチン3回接種歴 又は
PCR検査等の陰性証明提示

割引額

(1泊、1日当たり)

○ 旅行・宿泊割引率

最大 **40%** 割引

○ 割引上限額

交通付き宿泊旅行商品 **8,000円**

※右記交通付き：航空（航空機による移動は全て対象）
鉄道（1乗車で片道50km以上の有料列車(特急等)の移動）
フェリー（1乗船で発着港間の直線距離が片道50km以上）
乗合バス（1乗車で片道50km以上の利用）
タクシー（直線距離で片道50km以上の利用）等

上記以外（宿泊・往復交通付き日帰り） **5,000円**

1日最大
11,000円分
お得だワン！



地域共通クーポン

(1泊、1日当たり)

割引利用者には、支払った代金に応じて、県内で利用できる**みやざき割地域共通クーポン**を付与

○ 平日

最大 **3,000円**

○ 休日

最大 **1,000円**

※日帰り旅行は宮崎県内に店舗等を有する旅行会社が催行する場合のみ付与

みやざき割 (みやざき旅行支援割キャンペーン)

販売方法

- 県内宿泊施設での直接販売
- 旅行会社の店頭等での販売
- インターネット予約サイト (OTA) での販売

連泊制限

1 旅行につき 7 泊まで

期間

○ 販売期間

令和 4 年 10 月 11 日 (火)
~ 12 月 20 日 (火)

○ 利用期間

令和 4 年 10 月 11 日 (火) 宿泊分
~ 12 月 21 日 (水) チェックアウト分

○ クーポン利用可能期間

旅行期間中 (チェックイン日 ~ チェックアウト日)

<キャンペーン停止について>

【国の統一ルール】

- ・ 国は実施を希望しない都道府県から申し出があれば、当該都道府県を目的とする旅行を補助対象から除外する方針 ※当該都道府県を出発する他の都道府県への旅行は補助対象

【本県の停止 (除外申し出) 基準】

- 国のまん延防止等重点措置が適用される可能性が高くなった場合、県内が不要不急の外出・移動自粛の対象となった場合は、国と協議し、支援対象除外を要請
- その他、全国の感染状況を踏まえ、総合的に判断し停止を検討



一人ひとりが基本的な感染防止対策を継続しながら、

社会経済活動の回復に向けた 取組を加速化するステージへ！

